

横浜市交通局委託契約に係る低入札価格調査委員会設置要綱

制 定 平成 20 年 4 月 1 日

(目的及び設置)

第 1 条 横浜市交通局契約規程（平成 20 年 3 月交通局規程第 11 号）第 2 条において準用する横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号）第 21 条の 2 に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うため、横浜市交通局委託契約に係る低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、契約部長をもって充てる。

3 委員は、契約部契約第二課長、発注所管部長その他委員長が指定する職員をもって充てる。

(委員長の職務)

第 3 条 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、契約部契約第二課長がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

(関係職員の出席等)

第 5 条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、契約部契約第二課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。